

特集

薬局・薬剤師の地域展開

コミュニティ・ファーマシー

2006年の医療法改正によって「調剤薬局」は「医療提供施設」に位置付けられました。近年の診療所数が約10万カ所から減少傾向にあるのに対して、薬局数は約6万カ所あり、増加傾向にあるので、近い将来、薬局数のほうが多くなる可能性が大きいと思われます。また、医師と比べて、地域で働く薬剤師数も増加傾向にあり、薬局薬剤師は約16万人を超えています。

2006年から薬剤師の国家試験受験資格は、臨床実習によって医療職として必要な知識、技能、態度などの6年制教育を受けた者に限られています。2016年の診療報酬改定で「かかりつけ薬剤師」と「健康サポート薬局」が新たに登場しました。

わが国の地域ケアは1980年代から歩み出しました。1992年に創設された老人訪問看護制度によって看護師の地域展開が始められ、1997年の介護保険法成立により介護保険事業者や介護専門職が地域ケアを担う存在となっています。地域医療制度改革も進められており、2006年には在宅療養支援診療所が設置されました。第1次ベビーブーム世代が75歳を超える2025年までに、医療・介護と生活支援を一体化させた地域包括ケアシステムの構築が急がれています。

地域の拠点として薬局が、地域の医療職種として薬剤師が、それぞれ地域ケアの一員として活躍することが期待されています。明治時代からの西洋医学の発展史の中で、わが国の薬局・薬剤師は医療職として脇役的な位置に置かれていましたが、今後、多職種連携、チームケアの一員として在宅ケアの推進に大きな機能と役割を果たしていくものと思われます。

本特集では、現在、薬局・薬剤師がどのような現状にあるのか、海外の薬局・薬剤師の例も入れて、関係分野の当事者としてご活躍の先生方に執筆をいただきました。